

◎新潟県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について次のとおり告示する。

令和5年6月30日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸

新潟県監査委員 小 島 義 徳

新潟県監査委員 小 島 晋

新潟県監査委員 岡 俊 幸

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

浅妻 信 新潟県新潟市中央区西堀通4番町816番地10 レーベン新潟1602号室

菊池 淳哉 新潟県新潟市中央区水島町10番25号 ダイアパレス水島町803号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和5年6月30日から令和6年3月31日まで